

〈参考〉保健所への報告について

「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」
(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)

(一部改正;平成20年5月30日厚生労働省告示第323号)抜粋

七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生した場合

ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

「保育所保育指針」

(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)抜粋

第5章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

(3) 疾病等への対応

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。

○保健所からの現地調査時にご用意いただきたいもの

状況をより正確に把握するために次のものをご用意ください。

施設概要

各階の平面図(居室や教室・トイレ・手洗い・喫食場所・厨房・階段・エレベーター・玄関等)

職員勤務表(職種・勤務時間)

献立表(過去2週間程度)

衛生状況(給水・排水・ペットなど)

行事予定表 等

福祉施設等の場合

居室毎の入居者氏名・性別・年齢 等

学校等の場合

クラス別の在籍表・座席表

クラス別の出欠席表 等

※ 状況によって、詳細な疫学調査および経時的な健康観察のために個人情報を用いることがあります。用途以外の目的で使用することはありませんので、ご協力をお願いします。